

監査の結果に 対する措置

令和7年度に実施した監査結果に基づき講じた措置について、茂原市長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

◆監査の種類 定期監査

◆措置年度 令和7年度

〈財務部 管財課〉

【監査結果】

・ 公用車の管理にあたっては、管財課の所管外の公用車についても把握し、車検切れ等の不備が無いように注意を払われたい。

【措置内容】

・ 令和8年1月21日の庁内通知より、所管外の公用車についても所管車両と同様に通知を行い、車検期限の喚起を行った。さらに、各所管から整備工場への在庫連絡を必須とすることで進捗を把握し、車検切れを未然に防ぐ運用を徹底する。

〈財務部 市民税課〉

【監査結果】

・ 防災対策課と連携した被災者支援システムの運用にあたっては、万が一の災害等に備えて被害調査を担う職員の研究や準備に遺漏がないように努められたい。

【措置内容】

・ 被災者支援システムの運用にあたり、被害調査を担う税務班全職員を対象とした研修会を開催し、システムの概要及びシステムを活用した被害調査の流れについて理解を深めるとともに、タブレットを用いて調査作業の模擬訓練を実施した。

また、防災対策課の職員も出席してシステムの動作状況を確認したほか、全庁的なシステムの活用に向けた今後の課題について、認識を共有した。

〈財務部 市民税課・資産税課共通〉

【監査結果】

・ 未申告法人については、市民税課の法人市民税、資産税課の償却資産と同一法人の場合があると思われる。未申告

法人の解消に向け、内容等を精査し、課税客体の把握に努め、同一である場合については、資産税課と市民税課が共同し対応にあたられたい。

〈財務部 市民税課〉

【措置内容】

・ 資産税課の償却資産未申告法人について確認したところ、法人市民税未申告法人と同一法人が7件あった。そのうち市民税課へ申告のため来庁した法人1件について、資産税課へ案内し償却資産なしの申告を受けた。また、法人市民税を電子申告した法人1件について、資産税課へ情報提供した。

法人市民税の勧奨通知に対して反応の無い法人5件について、資産税課で現地調査を実施したところ、2件については関係者と接触ができ、法人市民税と償却資産の申告を勧奨した。現地調査においても接触できなかった3件については、関係する不動産業者等に確認の結果、1件は事業実態が確認できず、1件は法人市民税の電子申告があった。残る1件については資産税課

にて調査を継続していく。

〈財務部 資産税課〉

【措置内容】

償却資産未申告法人について、市民税課が担当する法人市民税の未申告法人と突合したところ、共通するものが7社あった。そのうち1社については令和7年中に法人市民税、償却資産ともに申告を受理。また他の1社は法人市民税申告のみ令和7年中に行った。

償却資産の申告がない6社のうち市外に所在の1社については取締役が電話接触し、申告勧奨した。市内所在の5社について資産税課で現地の状況調査を行ったところ、うち2社については法人関係者と接触が取れ、法人市民税と償却資産の申告について勧奨した。現地調査においても接触の取れなかった3社のうちA社は所在とされる家屋が空き家状態であり操業の実態が確認できなかった。不動産業者への聴取からは操業が確認できなかったもののその後法人市民税の申告があったB社、マンションを管理する不動産業者への聴取でも操業実

態不明であったC社については今後調査を継続していく。

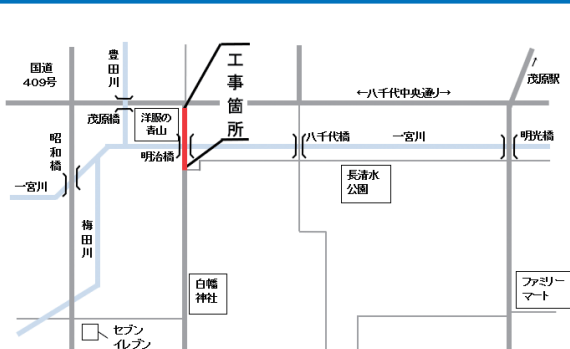
問合せ

監査委員事務局（9階）

☎(20)1560 FAX(20)1607

明治橋開通のお知らせ

一宮川河川改修工事に併せて行っていた明治橋の架け替え工事が完成し、3月28日(土)より開通しました。大変長い間ご不便とご迷惑をお掛けしました。



問合せ

土木建設課（7階）

☎(20)1536 FAX(20)1605